10　組合は、令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第十七条第七項に規定する派遣職員（以下「オリンピック・パラリンピック派遣職員」という。）である組合員を使用する令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第八条第一項に規定する組織委員会（以下「オリンピック・パラリンピック組織委員会」という。）が、健康保険法第四十九条第一項の規定による標準報酬の決定又は改定に係る通知を受けたときは、オリンピック・パラリンピック組織委員会より当該通知に係る書類の写しの提出を受け、当該写しに記載された標準報酬のうち同法第四十条第一項に規定する標準報酬月額を参酌して当該オリンピック・パラリンピック派遣職員である組合員の標準報酬を決定し又は改定するものとする。

［11・12　略］

（電子情報処理組織による申請等）

第百八十七条　［略］

［2　略］

3　第一項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う場合には、暗証番号及び識別番号を電子計算機に入力すること又は電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）により署名等（情報通信技術活用法第三条第六号に規定する署名等をいう。以下同じ。）に代えるものとする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第百八十八条　［略］

［2　略］

3　第一項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行う場合には、暗証番号及び識別番号を電子計算機に入力すること又は電子署名により署名等に代えるものとする。

（電磁的記録による作成等）

第百八十九条　［略］

2　前項の規定により作成等を行う場合には、暗証番号及び識別番号を電子計算機に入力することとにより署名等に代えるものとする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別紙様式第三号の一から別紙様式第三号の三までの規定中「［備考］」を「［備考］」に改め、備考を削る。

別紙様式第五号、別紙様式第六号及び別紙様式第七号の十四中「㊞」を削る。

別紙様式第十七号、別紙様式第十九号の二及び別紙様式第二十号の二中受領印の項を削る。

別紙様式第二十一号の二中「㊞」及び「㊞」を削る。

別紙様式第二十二号中「㊞」及び「㊞」を削る。

別紙様式第二十四号中受領印の項を削る。

別紙様式第二十七号の一及び別紙様式第二十七号の二中「㊞」を削る。

別紙様式第二十七号の三中「㊞」を削る。

別紙様式第三十七号及び別紙様式第三十八号中「㊞」を削る。

別紙様式第四十二号及び別紙様式第四十三号中受領印の項を削る。

別紙様式第四十四号中「㊞」及び「㊞」を削る。

別紙様式第四十七号及び別紙様式第四十七号の二中受領印の項を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

10　組合は、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第十七条第七項に規定する派遣職員（以下「オリンピック・パラリンピック派遣職員」という。）である組合員を使用する平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第八条第一項に規定する組織委員会（以下「オリンピック・パラリンピック組織委員会」という。）が、健康保険法第四十九条第一項の規定による標準報酬の決定又は改定に係る通知を受けたときは、オリンピック・パラリンピック組織委員会より当該通知に係る書類の写しの提出を受け、当該写しに記載された標準報酬のうち同法第四十条第一項に規定する標準報酬月額を参酌して当該オリンピック・パラリンピック派遣職員である組合員の標準報酬を決定し又は改定するものとする。

［11・12　同上］

（電子情報処理組織による申請等）

第百八十七条　［同上］

［2　同上］

3　第一項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う場合には、暗証番号及び識別番号を電子計算機に入力することにより署名等（情報通信技術活用法第三条第六号に規定する署名等をいう。以下同じ。）に代えるものとする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第百八十八条　［同上］

［2　同上］

3　第一項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行う場合には、暗証番号及び識別番号を電子計算機に入力することにより署名等に代えるものとする。

（電磁的記録による作成等）

第百八十九条　［同上］

2　前項の規定により作成等を行う場合には、暗証番号及び識別番号を電子計算機に入力することとにより署名等に代えるものとする。